

○舟形町結婚祝金等交付要綱

平成31年4月1日

告示第16号

(目的)

第1条 この要綱は、町民及び婚姻後本町に住民登録をして居住する夫婦に対し、その結婚を祝福し、定住を促進するため、祝金及び祝品（以下「祝金等」という。）の交付に関し、舟形町補助金等交付規則（平成19年3月規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 祝金等の交付対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 婚姻届受理日において、夫婦又はどちらか一方が本町に住所を有し、かつ居住していること。
- (2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本町の住民基本台帳に記載され、婚姻届受理日以後引き続き町内に1年以上在住する意思を有すること。
- (3) 町税及び上下水道料金を滞納していないこと。
- (4) 過去において、夫婦のいずれかがこの要綱に基づく祝金等の交付を受けていないこと。

(祝金等)

第3条 祝金等は次のとおりとする。

- (1) 祝金として、5万円
- (2) 祝品として、もがみ南部商工会舟形事務所が発行する5万円分の商品券

(交付申請)

第4条 祝金の交付を受けようとする者は、婚姻届受理日から90日以内に、次の書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 結婚祝金交付申請書兼同意書（様式第1号）
- (2) その他町長が必要と認める書類

2 祝品の交付を受けようとする者は、前項の申請から1年後の月末までに、次の書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 結婚祝品交付申請書兼同意書（様式第2号）
- (2) その他町長が必要と認める書類

(祝金の交付決定及び交付)

第5条 町長は、前条第1項の規定に基づく申請があった場合は、申請内容を審査し、交付の適否を決定し、舟形町結婚祝金等（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定に基づく通知を受領したときは、速やかに舟形町結婚祝金等交付請求書（別様式第4号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、請求書を受領した後、祝金を交付するものとする。

(祝品の交付決定及び交付)

第6条 町長は、第4条第2項の規定に基づく申請があった場合は、申請内容を審査し、交付の適否を決定し、舟形町結婚祝金等（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定に基づく通知を受領したときは、速やかに舟形町結婚祝金等交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、請求書を受領した後、祝品を交付するものとする。

(帳簿の備付け)

第7条 町長は、祝金等の交付のため、必要な帳簿を整備するものとする。

(祝金等の返還)

第8条 町長は、祝金等の交付を受けた者のうち、偽り、その他不正な行為があった場合は、祝金等を返還させることができるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(執行期限)

2 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、交付申請が受理された祝金等の交付については、同日以後もなお従前の例による。

(特例措置)

3 平成30年度の交付対象者については、第4条第1項の規定にかかわらず、交付申請が

できるものとする。

附 則（令和4年3月28日告示第24号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。